

弁護士に聴く

**判例から見る
労働トラブルの
防止対策**

弁護士 宮澤俊夫 95



ユニオンに勝つ！ (その2)



1、労働組合法上の労働者の意義
労働組合法三条で定める労働者性については、労働基準法上の労働者より幅広く解釈される傾向にあります。最高裁判決も、使用者と団体交渉しそうな労働者性について、住宅設備機器の修理補修等を行う会社と業務委託契約を締結している個人事業者（TNAXメントナンス事件）や、劇場と公演ごとに出演契約を締結していた合唱団員（新国立劇場事件）について、いずれも会社と団体交渉の行える労働者と認めています。

私が担当した愛知県労働委員会における不当労働行為事件で、この労働者が争点となつた事件をご紹介します。

私の依頼者は、「A配達」の商号で集荷配達を営む運送事業主です。A配

送からこの配達業務を下請けしていたXら個人事業主の加盟した社外ユニオンFが、A配達に団体交渉を申し入れたのに対し、A配達側が彼らは配達業務の下請けをしている個人事業主であつて労働者ではないとして、団体交渉を拒絶したため、これが不当労働行為に当たるとしてF労働組合から愛知県労働委員会に不当労働行為救済命令の申立てがなされました。

労働委員会からは、審理に先立ち、本件における労働者性の判断については、前記最高裁判決に基づき、以下の判斷枠組みを考慮するとの方針説明がありました。(1)当該労務提供を行なう労働力として恒常に労務提供を行なうなど、相手方の事業組織に組み入れられているといえるか（「事業組織への

組入れ」）、(2)当該労務供給契約の全部または重要部分が、相手方により一方的・定型的に決定されているか（「契約内容の一方的・定型的決定」）、(3)当該労務供給者への報酬が当該労務供給に対する対価又は同対価に類似するものとみることができるか（「報酬の労務対価性」）、(4)当該労務提供が相手からの個別の業務の依頼に応ずべき関係にあるか（「業務の依頼に応ずべき関係」）、(5)当該労務供給者が労務供給の日時場所について拘束を受け、労務供給の態様についても広い意味での指揮監督に従つて業務に従事しているか（「指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束」）、(6)当該労務提供者が、自己の独立した経営判断でその業務を差配すること等により利得する機会を恒常に有するなど、事業者が顕著であるか（「顕著な事業者性」）。

私は、依頼者事業主と組合員の個人事業主との関係が前記のようなものでないとして、具体的な事実をもつてか

なり詳細に主張立証しました。紙幅の関係で、私の主張は省略しますが、労働委員会は、当方の主張を全面的に採用して労働組合Fの不当労働行為であるとの請求を棄却し、事業者側が勝利しました。

3、愛知県労働委員会 令和3年10月11日決定要旨

(1)事業主の業務に占める組合員らを含む配達員一人ひとりの比重は相当程度認められ、配達員はシフトが決定した後は休みを取得しがたかつたことからすると、組合員らは、事業主の業務の遂行において不可欠な労働力と位置づけられていたことは否定しがたい。

また、どういうコースで配達するかは各配達員の判断に任せていた。以上からすると労務供給契約の全部または重要部分が自由度の高い契約であり、事業主により一方的・定型的に決定されているとはいえない。

事業主から指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束があると評価する事情としての専属性は認められない。

(5)前記(3)で認定したとおり、労務供給の時間について自由度の高い契約で、労務供給の日時・場所についての拘束の程度は高くなかつたと評価できる。

また、業務終了の報告をすることもなかつたことからすると、事業主から指揮監督を受けていたとは評価しがたい。

(6)労働組合Fの代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員

イラスト・源 安孝

業主であるかの別はないものと言える。さらに、事業主は、配達員から都合により配達できないとの連絡を受けると、その日に休んでいる配達員に稼働を依頼したり、また事業主自身が配達したりして対応していた。このことからすると、労務供給者が相手方からの個別の業務の依頼に応すべき関係にあつたと評価することはできない。

(3)配達員は、各時間帯の配達業務が終了すれば自由に昼休憩をとり、事業者に報告することなく帰宅していた。

事業主により一方的・定型的に決定さ

れれているとはいえない。

事業主から指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束があると評価する